



◆問い合わせ
税務課課税班
☎84-1212

申告相談地区割日程表

日 程	地 区 割
2月18日(水)	大総地区・東陽地区
19日(木)	横芝地区(栗山・鳥喰以外)・南条地区
20日(金)	横芝地区(栗山・鳥喰)・日吉地区
23日(月)	上堺地区・白浜地区
24日(火)	大総地区・東陽地区
25日(水)	横芝地区(栗山・鳥喰以外)・南条地区
26日(木)	横芝地区(栗山・鳥喰)・日吉地区
27日(金)	上堺地区・白浜地区

上記日程で都合の悪い方は、その他の日でも相談をお受けします。

譲渡所得のある方

平成20年中に土地や建物等の不動産を売却した方や株式等の資産を売却した方は、譲渡所得等について所得税の確定申告が必要です。
※譲渡所得の申告相談は、東金税務署で受けてください。

減価償却費の 計算方法の変更

今年の申告から、平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産について、償却可能限度額(取得価格の95%相当額)まで達している場合は、その達した年分の翌年以降において、次の算式により計算した金額を償却限度額として、5年間で1円まで償却できるようになりました。

☆計算方法…

$$\text{償却限度額} = (\text{未償却残高} - 1\text{円}) \div 5$$

住宅ローン控除の 町民税からの控除

平成11年から18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、税源移譲により所得税から控除しきれなかった額が発生する場合は、毎年申告を行うことにより翌年度の町民税の所得割から控除できます。申告書は、年末調整と確定申告用の2種類ありますので必要な方は税務課まで請求してください。

消費税及び地方消費税 の確定申告は3月31日 まで

◎平成20年分において「課税事業者」となるのは、次の方々です。
・平成18年分の課税売上高が1千万円を超える事業者
・平成18年分の課税売上高が1千万円以下の事業者で、平成19年12月末までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出している事業者
◎消費税及び地方消費税の

軽自動車の廃車・変更届を忘れずに!

軽自動車税は毎年4月1日現在の登録車両の所有者(または使用者)に課税されます。

登録車両の廃車や譲渡をしたときは、早めに廃車または名義変更の手続きをしてください。

また、引越し等で住所が変わったときも、車両の定置場所の変更手続きが必要となります。

◆手続き・問い合わせ

原動機付自転車、小型特殊自動車

税務課課税班 ☎84-1212

二輪の小型自動車・二輪の軽自動車

関東運輸局千葉運輸支局 ☎050-5540-2022

軽自動車(乗用・貨物)

軽自動車検査協会千葉事務所 ☎043-245-0163

◆問い合わせ

東金税務署
☎0475523121

確定申告書には、課税期間中の課税売上げの額及び課税仕入れ等の税額に関する付表(明細書)を添付する必要がありますのでご注意ください。
◎2月16日(月)から3月16日(月)まで、町の申告相談会場でも消費税確定申告(簡易課税申告のみ)の受付を行います。

今月の納税等

- 国民健康保険税 第8期
- 後期高齢者保険料 第8期
- 介護保険料 第8期

【納期限：3月2日(月)】

※口座振替納付の方は、残高の確認をお願いします。

◎土・日・祝日でも、役場と町民サービスセンター(サビア横芝店内)で納めることができます。